

広島市告示第 31 号
令和 7 年 1 月 27 日

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 7 項の規定により大規模小売店舗の添付書類変更の通知があったので、同条第 8 項が準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 （仮称）広島駅ビル ekie（エキエ）（東区画）
- (2) 所在地 広島市南区松原町 1 1 8 5 番地

2 大規模小売店舗を設置する者

J R 西日本不動産開発株式会社
代表取締役社長 藤原嘉人
大阪市北区中之島二丁目 2 番 7 号
中国 SC 開発株式会社
代表取締役社長 竹中 靖
広島市南区松原町 1 番 2 号

3 通知の概要

- (1) 変更しようとする添付書類の事項
別紙のとおり。
- (2) 添付書類を変更する理由
別紙のとおり。

4 通知年月日

令和 7 年 1 月 15 日

5 通知の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市南区皆実町一丁目 5 番 4 4 号
広島市南区役所市民部区政調整課

6 通知の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和 7 年 1 月 27 日から同年 5 月 27 日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成 3 年広島市条例第 49 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

様式第 13 (第 17 条第 1 項関係)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

(※印の項は記載しないでください。)

添付書類変更通知書

令和 7 年 1 月 15 日

(通知先)

広島市長様

J R 西日本不動産開発株式会社
代表取締役社長 藤原嘉人
大阪市北区中之島二丁目 2 番 7 号

中国 SC 開発株式会社
代表取締役社長 竹中 靖
広島市南区松原町 1 番 2 号

広島市大規模小売店舗立地法運用事務処理要綱第 17 条第 1 項の規定により、添付書類の変更について、次のとおり通知します。

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称：(仮称) 広島駅ビル ekie (エキエ) (東区画)
所在地：広島市南区松原町 1185 番地

2 変更しようとする添付書類の事項

- (変更前) 添付なし
(変更後) 別紙(1) 繁忙時における入庫待ち車両の道路上での滞留見通しについて
(2) 誘導経路の周知の為の交通整理員の配置等について
(3) 駐輪場の誘導計画について

3 大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項第 4 号から第 6 号までに規定する事項を変更しない理由及び添付書類を変更する理由

広島市の意見 (広産商第 137 号 令和 6 年 11 月 29 日付) を踏まえ、別紙のとおり対応策を講じるため。